

収支報告書提出時の注意事項

1 御持参いただくもの

(1) 収支報告書

本人控え（コピー等）が必要な場合は、予め御用意の上、御持参ください。

(2) 領収書、振込明細書等の写し

領収書、振込明細書等の写しは、コピー機等により原本を複写したものを提出してください。書き写したものは認められません。

また、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日が記載されている必要があります。
(振込明細書に支出の目的、金額及び年月日が記載されている場合には、当該振込明細書は政治資金規正法上の領収書等として提出できます。)

(3) 政治資金監査報告書

登録政治資金監査人（弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受け、提出してください。

(4) 代表者及び会計責任者の印鑑

収支報告書はインターネットの利用による公表を行っており、印影がそのまま公表されることとなりますので、御留意ください。

2 受付場所等（土・日・祝日を除く。別紙案内図参照）

令和8年1月5日（月）から 令和8年3月24日（火）まで	愛知県庁本庁舎4階（南東角） 選挙管理委員会事務室
令和8年3月25日（水）から 令和8年3月31日（火）まで	愛知県庁本庁舎地下1階（南西） 総務局共用会議室
令和8年4月1日（水）から 令和8年6月1日（月）まで	愛知県庁本庁舎4階（南東角） 選挙管理委員会事務室

受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで

※ 提出団体が多い時期（3月中旬から下旬、5月下旬）は、長時間お待ちいただくことがあります。また、収支報告書の審査には、時間を要する場合があります。日時に余裕をもって御提出ください。

3 その他の注意事項等

- 全ての支出について領収書等を徴収し、公表日から3年間保存しなければなりません。
- 1件1万円超の支出（人件費以外）に関し収支報告書に明細を記載するとともに、併せて、その領収書等の写しを提出しなければなりません。
- 1件1万円以下の支出（人件費以外）に係る領収書等については、提出の必要はありませんが、政治資金規正法による情報公開制度の対象となります。

- 令和6年6月、12月に政治資金規正法が改正されましたので、こちら**
(https://www.soumu.go.jp/main_content/001008217.pdf) の改正概要資料を確認願います。



国会議員関係政治団体は、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書からオンラインによる提出が義務付けられます。義務化に円滑に対応いただくため、**義務付け前の令和7年分収支報告書からオンライン提出を御検討ください。**（詳細は別添チラシに記載。）

政治資金規正法改正情報や収支報告書作成ソフトが総務省ウェブサイトからダウンロードすることができます。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html



また、各種届出の様式、収支報告書の記載例が愛知県選挙管理委員会ウェブサイトからダウンロードすることができますので、御利用ください。

<https://www.pref.aichi.jp/0000085797.html>



